

船舶事故等調査報告書

平成23年5月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010門第199号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年10月5日 16時40分ごろ	
発生場所	関門港門司区第4船だまり 福岡県北九州市門司大里防波堤灯台から真方位023° 1.0海里付近 (概位 北緯33° 55.5′ 東経130° 56.4′)	
事故等調査の経過	平成22年12月21日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	貨物船 第一 ^{へいせい} 平成丸、199トン	
船舶番号、船舶所有者等	131331、有限会社久万海運	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	左舷船底部擦過傷	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、関門港門司区第4船だまりにおいて、約1～2ノットの速力で手動操舵により着岸作業中、平成22年10月5日16時40分ごろ、浅所に左舷船底が乗り揚げた。 本船は、自力でそのまま着岸した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期	
その他の事項	本船の喫水は、船首約2.4m、船尾約3.8mであった。 本事故発生場所付近の水深は、約2.8mであった。 本船は、水深を測る機器を設備しておらず、潮汐を考慮して入港していた。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、関門港門司区第4船だまり内で着岸作業中、浅所に左舷船底が乗り揚げたものと考えられる。 船長は、これまで喫水と潮汐を考慮して入航していたが、満潮時期を待たずに入航したことから、余裕水深が少なかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、関門港門司区第4船だまり内で着岸作業中、船長が満潮時期を待たずに入航したため、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	